

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に影響を及ぼすことから、現行の退職手当の支給水準の範囲内で退職手当の調整額の改定を行うため、滋賀県職員退職手当条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 退職手当の調整額を引き上げることとします。(第 6 条の 4 第 1 項関係)
- (2) 第 7 号区分について、勤続期間 24 年以下の退職者に対しても調整額を支給することとします。(第 6 条の 4 第 4 項関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条</p> <p>1 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項ならびに第5条第1項および第2項において同じ。）または死亡によらず、かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条</p> <p>1 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項ならびに第5条第1項第4号および同条第2項において同じ。）または死亡によらず、かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>
<p>第4条～第6条の3 省略</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 省略</p> <p>(1) 第1号区分 <u>50,000円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>45,850円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>41,700円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>33,350円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>25,000円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>20,850円</u></p>	<p>第4条～第6条の3 省略</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 省略</p> <p>(1) 第1号区分 <u>65,000円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>59,550円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>54,150円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>43,350円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>32,500円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>27,100円</u></p>

(7) 第7号区分 16,700円

(8) 第8号区分 零

2～3 省略

4 省略

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号までまたは第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 省略

第6条の5 省略

(勤続期間の計算)

第7条

1～4 省略

5 省略

(1) 省略

(2) 他の地方公共団体または特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準（同法第48条第2項または第51条第2項に規定する基準をいう。第19条第2項において同じ。）

(7) 第7号区分 21,700円

(8) 第8号区分 零

2～3 省略

4 省略

削除

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 省略

第6条の5 省略

(勤続期間の計算)

第7条

1～4 省略

5 省略

(1) 省略

(2) 他の地方公共団体または特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準（同法第48条第2項または第51条第2項に規定する基準をいう。第19条第2項において同じ。）

において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人（同法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）もしくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人または地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」または「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員または特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職

において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人（同法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）もしくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人または地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」または「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員または特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引

員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合
においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の
始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期
までの期間

(3)～(7) 省略

6～9 省略

第7条の2～第8条 省略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2

1および2 省略

3 省略

(1)および(2) 省略

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（管理または監督に係る
職務を怠つた場合における処分規則で定めるものを除く。）またはこ
れに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者または募集の期
間中に受けた者

4 省略

5 省略

(1) 省略

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分
(第3項第3号の規則で定める処分を除く。) またはこれに準ずる処分
を受けた場合

(3)および(4) 省略

6～10 省略

以下、省略

き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員とな
つた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在
職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期
間の終期までの期間

(3)～(7) 省略

6～9 省略

第7条の2～第8条 省略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2

1および2 省略

3 省略

(1)および(2) 省略

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（管理または監督に係る
職務を怠つた場合における処分規則で定めるものを除く。第5項第2
号において同じ。）またはこれに準ずる処分を募集の開始の日において
受けている者または募集の期間中に受けた者

4 省略

5 省略

(1) 省略

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分ま
たはこれに準ずる処分を受けた場合

(3)および(4) 省略

6～10 省略

以下、省略